

答申第953号  
令和3年8月31日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号の規定に基づき、令和3年8月31日付け神福く第1329号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務に係る  
再貸付者情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 社会福祉協議会の実施する生活福祉資金「新型コロナウイルス特例貸付」の再貸付を終了した世帯や、再貸付が不決定とされた世帯に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の勧奨や申請手続きなどを実施するにあたり、兵庫県社会福祉協議会から再貸付者等に関する情報を収集することは、迅速かつ正確な支援金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確實かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務に係る  
再貸付者情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙  
答申 953

【兵庫県社会福祉協議会の緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付にかかる情報】

貸付コード  
漢字氏名  
カナ氏名  
郵便番号  
住所  
生年月日  
電話番号  
貸付決定日  
第1回貸付月  
最終貸付月  
資金サブコード区分名称

答申第954号  
令和3年8月31日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年8月26日付け行住第1081号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務に係る  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 社会福祉協議会の実施する生活福祉資金「新型コロナウイルス特例貸付」の再貸付を終了した世帯や、再貸付が不決定とされた世帯に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の勧奨や申請手続きなどを実施するにあたり、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、迅速かつ正確な支援金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務に係る  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申954

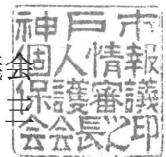
【住民基本台帳情報】

住基個人番号  
住基世帯番号  
氏名(漢字・アルファベット・カナ)  
通称  
生年月日  
郵便番号  
住所  
方書  
世帯員人数  
住定日

答申第955号  
令和3年8月31日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年8月31日付け神福保第1695号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務に係る  
生活保護受給者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 社会福祉協議会の実施する生活福祉資金「新型コロナウイルス特例貸付」の再貸付を終了した世帯や、再貸付が不決定とされた世帯に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の勧奨や申請手続きなどを実施するにあたり、福祉局保護課が保有する生活保護受給者情報を利用することは、迅速かつ正確な支援金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務に係る  
生活保護受給者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

別紙  
答申955

【生活保護受給情報】

住基個人番号  
個人状態区分